

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立東鷹栖中学校 令和7年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達のための SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

東鷹栖中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒同士、生徒と教職員、さらには、家庭・地域など、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。そのため本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」をはじめ、「道の基本方針」と「旭川市いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

東鷹栖中学校
いじめ対策組織
の役割や活動

- 未然防止
- 早期発見・組織的対応
- 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - ・本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、更新
 - ・いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
 - ・本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- 【学校】・学校いじめ防止対策組織会議を月1回開催
 - ・校内研修での生徒理解研修の実施・生徒指導情報交流の実施
 - ・いじめ防止等に関わる取組についての点検
- 【生徒】・教育相談年3回実施 ・生徒アンケート調査年3回実施
 - ・いじめをテーマとした道徳（全学年）・いじめ非行防止強化月間
- 【家庭・地域】・学校運営協議会での学校いじめ防止基本方針等の説明

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

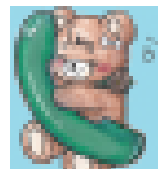
いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の東鷹栖中学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 0166-57-2221

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
旭川市子ども総合相談センター（代表電話） （子どもホットライン）	0166-26-5500 0120-52-8506	月・金 8:45～20:00 火・水・木 8:45～17:15
旭川地方法務局（子どもの人権110番）	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
北海道警察本部（少年相談110番）	0120-677-110	月～金 8:45～17:30



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター

旭川市のホームページで、いじめの防止等のための対策の内容などを記載した「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/257/d065960.html>

